

China Fisheries & Seafood Expo 2017

ジャパンパビリオンにおける代表出品に係る同意書

独立行政法人 日本貿易振興機構
農林水産・食品部長
高橋 和宏 殿

独立行政法人日本貿易振興機構(以下、ジェトロという)が主催する「China Fisheries & Seafood Expo 2017」ジャパンパビリオンにおいて、企業等(以下、孫出品者という)を取りまとめ代表出品者として出品するにあたり、下記の内容について同意します。

記

1. 農林水産物・食品の海外販路拡大に向けた孫出品者の支援、または、海外企業との出品物の商取引を目的とした商談が主な参加理由であること(自社等の広報や市場調査のみを目的とした参加は不可)。
2. 全ての孫出品者について、出品案内書で定める「出品の条件」を満たしていること。
3. 出品にあたっての選定審査について、孫出品者もその対象となり、一定の基準に満たない場合には出品できないことについて了解していること。
4. 1小間あたりの孫出品者数は2社までとすること。
5. ジェトロが提供する小間については、原則、孫出品者の出品スペースとしてのみ使用すること。
6. 出品案内書および海外見本市出品要綱の内容(ジェトロが提供するサービスやジェトロに支払う出品料等)について、予め孫出品者に周知するとともに了解を得ていること。
7. 孫出品者への事務連絡について、責任をもって行うこと。
8. 会期前後および会期中にジェトロが成果把握等のために行う実績報告・アンケート調査に協力すること(孫出品者分の取りまとめを含む)。
9. 会期の全日程を通じて、代表出品者および孫出品者が、ブースにアテンドできること。
10. 孫出品者の損害および不利益については、代表出品者が責任を負うこと。また、孫出品者と第三者との間で紛争等が生じた際には、代表出品者の責任と費用負担においてこれを解決すること。
11. 孫出品者から出品料等を徴収する場合には、ジェトロに支払う出品料の額を超過しないこと(但し、通訳費等の実費は除く)。また、見本市の会期中における、孫出品者に対する有料サービスの提供など、自社の営利活動については行わないこと。
12. 本事業の趣旨に反するなど、ジェトロが不適切と認める行為(農林水産物・食品の海外販路拡大と関係のない自社の営業行為など)については行わないこと。
13. 上記内容に違反した場合は、今後ジェトロが実施する事業の選定等において考慮されることについて了解していること。

以上

2017年 月 日

出品者住所：

企業・団体名：

代表者名：

印